

# 議員発議案第1号

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大に伴い、現在27都道府県で緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が適用されている。

本県においても8月11日に3回目となる県独自の緊急事態宣言の発令や同月27日の国のまん延防止等重点措置の適用により、更なる感染拡大防止対策等に取り組んできたところである。この結果、新規感染者数は減少傾向にあるものの、第5波の新規感染者の爆発的増加により入院患者数は過去最高の水準となり、医療提供体制に対する負荷が非常に高い状況が続いている。

また、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大や度重なる緊急事態宣言は、地域経済を更に疲弊させるとともに、子どもたちの学習機会の確保への影響などが懸念される。

このような状況において国民の生命と生活を守るためには、今後も徹底した感染拡大防止対策を継続しつつ、国と地方自治体がしっかりと連携し、地域の実情に応じたきめ細かな対策等を講じていく必要がある。

よって、国においては、以下の措置を講ずるよう、強く要望する。

### 記

- 1 医療提供体制が脆弱な地域にあっても新型コロナウイルス感染症に係る医療と一般の医療とが両立できるよう医療提供体制を強化するとともに、感染した方が安心して療養できる環境を速やかに整えられるよう、国において必要な方針等を早急に示すとともに、各自治体が柔軟かつ機動的に取り組めるよう権限及び財源について特段の配慮を行うこと。
- 2 地域経済の回復・再生に各自治体が地域の実情に応じて積極的に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積み増しなど、必要となる財源について積極的に措置するとともに、基金への積立てを認めるなど当該交付金に係る運用の弾力化・柔軟化を図ること。
- 3 疲弊している地域の産業及びそれに携わる人達が将来に希望を持てるよう、大型補正予算の編成をはじめ、大胆かつ包括的な経済・雇用対策を早急を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山島昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
内閣府長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿